

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 10 項の規定に基づき、国の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が令和 7 年度において負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

| 事業名                                                          | 関係市町名 | 負担すべき金額       |
|--------------------------------------------------------------|-------|---------------|
| 国営かんがい排水事業                                                   | 近江八幡市 | 26,296,758 円  |
|                                                              | 東近江市  | 1,331,198,566 |
|                                                              | 日野町   | 7,173,199     |
|                                                              | 愛荘町   | 316,642,603   |
|                                                              | 豊郷町   | 33,778,796    |
|                                                              | 計     | 1,715,089,922 |
| ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。 |       |               |